

9 安針台地区地区整備計画区域

制限事項		計画地区				
		低層専用住宅地区	低層住宅地区	中高層住宅地区	住宅商業複合地区	公共公益施設地区
(1)	建築物の用途の制限	住宅(長屋を含む。)、診療所(患者の収容施設を有するものは除く。)及びこれらに附属するもの	住宅(長屋を含む。)、兼用住宅(令第130条の3(第1号及び第7号を除く。)に規定するものをいう。)、診療所(患者の収容施設を有するものは除く。)及びこれらに附属するもの	共同住宅及びこれに附属するもの	住宅(長屋を含む。)、診療所(患者の収容施設を有するものは除く。)、令第130条の3各号に掲げる用途に供するもの、巡査派出所、公衆電話所、銀行、郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務(以下「郵便の業務」という。)の用に供する施設、公共用歩廊その他公益上必要な建築物及びこれらに附属するもの	小学校、集会所、公衆便所その他公共公益上必要な建築物及びこれらに附属するもの
(2)	建築物の容積率の最					

	高限度					
(3)	建築物の建蔽率の最高限度					
(4)	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル(長屋については、150平方メートル以上で、かつ、1住戸当たり40平方メートル以上とする。)	150平方メートル(長屋については、150平方メートル以上で、かつ、1住戸当たり40平方メートル以上とする。)		150平方メートル(長屋については、150平方メートル以上で、かつ、1住戸当たり40平方メートル以上とする。)	
(5)	壁面の位置の制限	1メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 隣地境界線に面する外壁等の中心線の長さの合計が3	1メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 隣地境界線に面する外壁等の中心線の長さの合計が3	1.5メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 隣地境界線に面する外壁等の中心線の長さの合計が3	0.5メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 物置その他これに類する用途に供する附属建築物	1メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 隣地境界線に面する外壁等の中心線の長さの合計が

	<p>メートル以下で、かつ、当該外壁等の隣地境界線からの後退距離が0.5メートル以上であるもの</p> <p>イ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>ウ 附属建築物の自動車車庫で、軒の</p>	<p>メートル以下で、かつ、当該外壁等の隣地境界線からの後退距離が0.5メートル以上であるもの</p> <p>イ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>ウ 附属建築物の自動車車庫で、軒の</p>	<p>メートル以下で、かつ当該外壁等の隣地境界線からの後退距離が0.5メートル以上であるもの</p> <p>イ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>ウ 附属建築物の自動車車庫で、軒の</p>	<p>で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>イ 附属建築物の自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が7.5平方メートル以内であるもの</p> <p>ウ 巡査派出所、公衆電話所、公共用歩廊その他これらに類する公益上</p>	<p>3メートル以下で、かつ、当該外壁等の隣地境界線からの後退距離が0.5メートル以上であるもの</p> <p>イ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>ウ 附属建築物の自動車車庫</p>
--	--	--	--	--	--

		高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が7.5平方メートル以内であるもの	高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が7.5平方メートル以内であるもの	高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が7.5平方メートル以内であるもの	必要な建築物	で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が7.5平方メートル以内であるもの
(6)	建築物の高さの最高限度	軒の高さは地盤面から7メートル(地階を除く階数は2以下とする。)	軒の高さは地盤面から7メートル(地階を除く階数は2以下とする。)			
(7)	建築物の形態又は意匠の制限					
(8)	へい等の構造の制限	へい等で道路に面するものは、網状その他これに類する形状のもの	へい等で道路に面するものは、網状その他これに類する形状のもの	へい等で道路に面するものは、網状その他これに類する形状のもの	へい等で道路に面するものは、網状その他これに類する形状のもの	へい等で道路に面するものは、網状その他これに類する形状のもの